

○ 瀬戸内町のホームページ「にほんの里加計呂麻留学」からの情報

募集条件

1. 町外の小学1年生から中学3年生までの児童生徒
2. 保護者がこの制度の趣旨をよく理解でき、一緒に瀬戸内町立の小中学校区（古仁屋小学校、古仁屋中学校及び阿木名小・中学校は除く）に住み、子どもたちの育成のため学校の教育方針や地域に協力的であること。

応募・選考について

応募に関するご相談、お問い合わせは随時受け付けています。お気軽にご相談ください。
選考については、受け入れ先の学校と校区の区長及び瀬戸内町教育委員会と面談を行い協議の上、選考決定します。

助成制度について

特別助成金

児童・生徒1人あたり月額30,000円の特別助成金を転入後、中学卒業月まで支給いたします。

住宅助成金

家賃の2分の1（上限額11,000円）を助成します。（入居後1年間の助成とする）

※税、水道料、光熱費等は自己負担となります。

体験留学について

体験留学では、実際に各小中学校に通い（最長1ヶ月間）地域の行事に参加したり自然体験をすることができます。



（小学校：集合学習での図画工作授業風景）



（中学校：集合学習会での皆との楽しい給食）

上記の内容から、本校では、以下の助成金を受け取ることができます。

助成金



・**特別助成金**： 児童・生徒1人あたり月額30,000円の特別助成金を転入後、中学卒業月まで支給いたします。

・**住宅助成金**： 家賃の2分の1（上限額11,000円）を助成します。（入居後1年間の助成とする） ※ 税、水道料、光熱費は自己負担となります。

体験入学

※ 詳細については、体験入学の時期や内容等、瀬戸内町教育委員会総務課にお問い合わせください。
い。総務課から本校に連絡が入るようになっていきます。

瀬戸内町教育委員会総務課 〒894-1592 瀬戸内町古仁屋船津 23 番地

TEL 0997-72-0113 FAX 0997-72-3434

